

議
町

長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

長 皆さん、おはようございます。アジサイが目を引きようになり、季節の変わり目を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。去る5月29日に令和5年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことを心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先週末の大雨についての被害等について、御報告を簡単に申し上げます。大きいものといましては、最明寺に向かう林道にですね、ちょっと木が倒れていたということでありました。ほかにつきましては、うちの職員で対応ができるという範囲でございましたので、一安心というふうなこともあります。また、避難所の開設をですね、御存じのようにさせていただいたところ、寄地区、松田地区、両方ともに避難をされた方はいらっしゃらなかったということで、土曜日のお昼までにですね、2か所解散をし、役場の職員もその後に体制を解散したということでありました。ちょっと安堵しておったんですけどもね、その夜8時頃、萱沼地区のほうで大きな音がしたということで、消防と警察、また町の職員で現地の確認に行ったところ、真っ暗でもありましたし、現地の確認がとれないということで、翌日にやるというふうなことで対応させていただきました。役場の職員は、朝5時に役場に集合し、現地にて消防団員さんと合流をしてですね、総勢40人、消防団が15人、松田町が25人ぐらいのことで、40人態勢で現場を確認したところ、1時間ぐらい確認した結果、民家のちょっと裏山のほうで、直径が1メートル近い大木が2本倒れていたということでした。地割れだとかそういうことがあって、土砂災害が起きるということがないということ判断した結果、8時頃に現場を後にしたということでありました。今後このようなことが起こる、起き得る可能性も十分あるので、注視しなきゃいけないというふうに改めて感じたところでもございますので、簡単ですけども、御報告をさせていただきます。

さて、コロナ禍による影響が長引く中、政府は3月13日にマスク着用は個人

の判断に委ねるということを基本とし、また新型コロナの感染症法上の位置づけを5月8日から例年流行するインフルエンザと同じ5類とされました。自分自身の感染を防ぐための対策は、個人の判断に任せるということになり、隔離や療養の規定もなくなりましたが、町行政といたしましてはコロナの流行状況を見ながら、基本的な対応として3密を避けるなど感染症予防対策には細心の注意を講じながら、新たな日常生活への対応に引き続き取り組んでまいります。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に報告させていただくところでございますが、さきにお配りをさせていただいている公務報告書にて割愛させていただき、主な行事について御報告をさせていただきますことを、まず御了承いただきたいというふう存じます。

新型コロナウイルスの影響で、保育園や幼稚園、小・中学校における生活が継続して影響を受けた1年でもありましたが、思い出が詰まった学びやに別れを告げ、それぞれの道へ踏み出す区切りといたしまして、3月8日に松田中学校65名、17日に寄幼稚園4名、16日には松田幼稚園園児39名、22日に松田小学校の児童84名及び寄小学校児童7名、25日にはさくら保育園園児28名、それぞれ園修了証書及び卒業証書授与式を、コロナ禍の影響を配慮し、来賓及び保護者等の皆様の出席を縮小して執り行いました。子供たちは、これから迎える新生活への期待を胸に、新たな一歩を踏み出したというふう存じております。

次に、4月に行われた入園式、入学式でございますが、4月6日の午前中に松田小学校68名、寄小学校4名、午後には松田中学校83名の入学式が行われ、4月5日には松田さくら保育園が16名の入園、4月10日には松田幼稚園22名、寄幼稚園1名の園児が入園され、式が行われました。子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援について、今後もより一層、保育・教育関連事業を含めたチルドレンファーストの推進事業について、引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次に、松田山の山頂付近にあります、まるで桃源郷と言われるほどの色とりどりの花が咲き誇る最明寺史跡公園での最明寺例祭が4月10日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係者のみで開催されました。最明寺史跡公

園は、町の指定文化財でもあり、引き続き維持管理に取り組んでまいります。

続きまして、5月3日に生涯学習センターまつりとして、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に開催をいたしました。本年度もボルダリングや日本舞踊の体験会、国際交流など、子供・大人を含めて約300人ほどの方が参加をされ、楽しんでいただきました。今後も子供たちに夢を与えられるよう、利用者の拡大に向けて民間企業との連携して生涯学習センターの活用に取り組んでまいります。

5月21日には、酒匂川統一美化キャンペーンが開催され、ボランティア等36団体、531名の皆様が酒匂川及び川音川の河川内のごみ拾い等、清掃に御協力をしていただきました。集まったごみは約600キロで、前回よりも約440キロほど減少しているということでしたので、美化意識の向上が図られている結果となりました。引き続き町民や来町者の皆様方の環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業、ボランティア等との連携による町ぐるみでの環境美化推進に取り組んでまいります。

同日には新松田駅北口地区市街地再開発準備組合の設立総会が開催されました。同準備組合は、昨年度から計6回にわたる検討会において、事業に係る理解を深めてこられた権利者の皆様の御意向を踏まえ、設立をされたものでもございます。今年度は、より具体的に検討するため、事業協力者いわゆるディベロッパーと言われる方々の選定や、都市計画決定に関し地権者の合意形成を図ってまいりますので、一層の御支援、御協力を賜りたいというふうに存じます。

次に、町中みんなで楽しむ運動・スポーツの祭典「松田町チャレンジデー2023」の5月31日に開催いたしました。この全国的なチャレンジデーは、主催者より通達があり、本年度で最後の開催となりました。本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集団向けプログラムを実施しないため、オープン参加での実施となりました。当日は松田中学校屋内運動場において、パン食い競争や玉入れなどのナイト運動会を開催し、生涯学習センターではピラティスやパーソナルジム、町体育館ではスポーツ協会レクリエーション部によるリズム体操やボッチャ体験などを通じて、健康づくりや運動することの大切さを実感す

ることができました。今後も生涯学習にわたる健康・体力づくりを推進するための機会の提供に取り組んでまいりたいとも考えております。

それでは、町の決算関係について御報告いたします。令和4年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これから計数を精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を今現在進めているところでもございます。未確定ではございますが、令和4年度単純差引合計の形式収支をお伝えをいたします。一般会計の歳入総額は約57億3,800万円、歳出総額につきましては約52億7,500万円ほどで、現時点の形式収支額は、その差引きとなります約4億6,300万を見込んでおります。これは主に収支では予算に比べて地方交付税や地方消費税交付金の増額、町税の増収などの影響によるものと、歳出では地方創生臨時交付金の有効活用に伴う各事業費の財源補正などによるものでございますが、ただ、この中には新型コロナウイルスワクチン接種対策や体制整備に要する費用の返還金も含まれているので、さらなる精査が必要となります。この結果は、コロナ禍であっても本町の将来を見据え、夢の実現に向け、町民と町が一丸となって取り組んだ結果になるものと考えております。今後は、先ほど述べましたとおり、全会計の計数の精査を重ねた上、決算審査に付して監査委員の御意見を頂いた上で、第3回定例会において全会計の決算認定を御審議お願いいたしますので、その節にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました案件について御報告いたします。議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、松田町税条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

議案第27号工事請負契約の締結について（令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備））については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定につい

ては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

議案第29号令和5年度松田町一般会計補正予算（第2号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や、退職消防団員報償金について、歳入同額の基金収入などを補正させていただくものでございます。

同意第1号から同意第8号までにつきましては、農業委員会委員の任命についてでございますが、令和5年7月19日をもって委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、報告第1号令和4年度松田町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。

報告第2号令和4年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

報告第3号令和4年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をさせていただきます。

以上、提案させていただいた案件につきましては、記事の進行に伴い、私はじめ副町長、教育長、課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上が行政報告となります。本日から何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。